

# 特別障害者手当・障害児福祉手当 所得制限限度額表

## ◎所得の確認方法について

- ・ 1月～6月の申請は前々年分、7月～12月の申請は前年分の所得を確認します。
- ・ 扶養義務者とは、受給者と生計を一つにしている父母・祖父母・曾祖父母・子・孫・曾孫・兄弟姉妹（血族）のうち最多収入者を指します。単身赴任、二世帯住宅等形式的に世帯を分けていても、生計を一つにしている場合は同一世帯として扱います。
- ・ 障害者本人が障害年金、遺族年金等の公的年金を受給している場合、当該給付費は所得に算入されます。
- ・ 住民税の課税対象となる所得額（給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、合計金額から10万円を控除した額）から、「控除額表」の控除額を引いた金額で判断します。

## ◎特別障害者手当・障害児福祉手当 所得制限限度額表 （単位：円）

| 扶養親族等の数 | 所得額       |            |
|---------|-----------|------------|
|         | 本人        | 配偶者及び扶養義務者 |
| 0       | 3,758,000 | 6,287,000  |
| 1       | 4,138,000 | 6,536,000  |
| 2       | 4,518,000 | 6,749,000  |
| 3       | 4,898,000 | 6,962,000  |
| 4       | 5,278,000 | 7,175,000  |
| 5       | 5,658,000 | 7,388,000  |

※令和8年8月～  
法改正により、左表のとおり  
限度額が変更されました。

- ・ 以下の場合、上記限度額に加算されます。

### ★本人の所得

- ・ 扶養親族等が6人以上いる場合：1人につき38万円加算
- ・ 扶養親族等に老人控除対象配偶者がいる場合：1人につき10万円加算。
- ・ 扶養親族等に老人扶養親族がいる場合：1人につき10万円加算。
- ・ 扶養親族等に特定扶養親族がいる場合：1人につき25万円加算。

### ★配偶者及び扶養義務者の所得

- ・ 扶養親族等が6人以上いる場合：1人につき21万3千円加算。
- ・ 扶養親族等に老人扶養親族がいる場合：1人につき6万円加算。

※扶養親族等が老人扶養親族のみの場合は、1人を除いた人数×6万円加算

## ◎控除額表

| 控除の種類                   | 控除額   |
|-------------------------|-------|
| 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除 | 控除相当額 |
| 配偶者特別控除                 | 控除相当額 |
| 肉用牛の売却による事業所得免除         | 免除相当額 |
| 社会保険料控除（本人）             | 控除相当額 |
| 社会保険料控除（配偶者・扶養義務者）      | 8万円   |
| 障害者控除（本人除く）             | 27万円  |
| 特別障害者控除（本人除く）           | 40万円  |
| 寡婦控除、勤労学生控除             | 27万円  |
| ひとり親控除                  | 35万円  |